

社会福祉法人御幸福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 御幸福社会（以下「当法人」という）定款第八条および二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、本人よりの請求がある場合は次の通り費用を弁償することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

小松市内 2, 000円

その他 3, 000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

小松市内 2, 000円

その他 3, 000円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年 6月18日から施工する。

(平成29年 6月17日 第2号議案承認)